特定建設作業

騒音関係

１．くい打機（もんけんを除く。）くい抜機またはくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する場合を除く。）
２．びょう打機を使用する作業
３．削岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、１日における当該作業に係る２地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
４．空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（削岩機の動力として使用する作業を除く。）
５．コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方ﾒｰﾄﾙ以上のものに限る。）またはアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
６．バックホウ（環境大臣が指定したものを除き、原動機の定格出力が80kw以上のものに限る）
７．トラクターショベル（　　〃　　70kw　　〃　　）
８．ブルドーザー（　　〃　　40kw　　〃　　）

振動関係

１．くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
２．鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
３．舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、１日における当該作業に係る２地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る.
４．ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、１日における当該作業に係る２地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。）